

## はじめに

まず本研究の目的と方法について簡単に述べておきたい。

本研究は、近年の職業訓練をとりまく環境の変化に対応した職業訓練指導員の今後の在り方について検討するために、平成5年度に労働省の要請を受け職業能力開発大学の全学プロジェクトとして設けられた、「指導体制のあり方研究会」の作業部会として平成6年度に設けられた「指導者・指導員の養成事例に関する調査作業部会」が行ったものである。

職業訓練指導員の今後の養成体系の在り方を検討するために、既に昨年は各種の職業訓練施設において職業訓練を展開している職業訓練指導員の業務の実態を調査した<sup>(1)</sup>。本研究はこれに続き、「学校教育法」による学校以外の教育・訓練施設において、職業訓練指導員と同様に教育・訓練を担当している指導者・指導員がいかなる体系により養成され、または研修を受けているかを明らかにしようとするものである。

その実状は、職業訓練指導員の養成体系の今後の在り方を検討するときの基礎的資料として極めて有効であろうと考えた次第である。つまり、職業訓練の受講者は訓練時間を勘案せずその訓練人数のみから見ると、在職者に対する訓練が全訓練受講者の9割を越えている。このような現状を考慮すると、今後の職業訓練指導員のあり方を検討する場合、在職者の訓練を担当している各種の指導者・指導員の養成体系を検討することが不可欠と考えた訳である。学校ではない各種の教育・訓練施設においては成人を対象とした教育・訓練が展開されている。そこで、学校外の教育・訓練施設で教育・訓練を担当している指導者・指導員の養成がどのように展開されているかと言うことを把握すべきと考えた次第である。

研究の方法としては、以下のようなおおよその考え方により進めた。

① 調査員が直接出向いて資料収集・ヒヤリング調査を実施する。

指導員・指導者が教育・訓練を実施している施設、及びその指導者・指導員の養成施設の双方を最低1回づつは訪問調査する。

② 調査項目は、指導員等の正規の呼称、業務内容と近年の変化状況、制度と組織、研修・再教育制度、対象者、それらの歴史、今後の課題等々である。

③ 調査員が対象組織の執筆を担当する。

④ 研究の目的と方法、調査の枠組み、調査結果の相互の検討、及び執筆内容等の調整を行うために検討会（研究会）を開催し、それらの合意を図る。

なお、調査の事務局は研修研究センター第3開発研究室が担当した。

調査結果の報告は、上記③にあるように、それぞれの施設を調査した調査員が執筆することとし、研究会においての議論を行いながら最終原稿を書き上げた。その分担は目次の各章タイトルの末尾に記している。

ところで、学校教育制度以外の教育・訓練体系の研究はようやく始まったばかりであると言える。その初めての体系的研究とも言えるものが『大学校の研究』<sup>(2)</sup>として公刊された。同書では、学校制度以外の多様な教育施設の教育訓練制度については、「職業能力開発促進法の下に一定の体系性をもつ公共職業訓練を除くと、個別に関係者の間でその在り方が検討されることはあっても、専門家による体系的な研究の対象にされることはなかった」<sup>(3)</sup>としている。このように、職業訓練制度を除いた学校教育以外の教育・訓練制度の研究は未知の分野であるということになる。このことは、本研究を進める上でも、調査員の事前の学習が困難であり、調査も容易ではないことが予想された。しかしこの困難も調査員の努力で克服されたものと考えている。このため、各教育・訓練施設の指導者の養成制度についての本研究も、指導者の養成体系だけではなく、調査組織の教育・訓練制度全体についての解明も含めて委員の方々にはお願いしている。そして、執筆に当たってはその施設の特徴を表わして貰うようお願いし、全体的に統一したスタイルを設定しなかった。

また、『大学校の研究』は主たる関心が教育制度に重点がおかれており、調査対象教育施設の指導者・指導員の実状についてのコメントも散見されるが、十分に明らかにはなっていない。このように考えると、学校制度以外の教育・訓練制度における指導者・指導員の養成体系についての本格的な研究は皆無と言うことになる。しかし、『大学校の研究』が周到な検討の下に、執筆に関しても課題別に記されているのに比べると、本報告書は学校外教育施設の指導者に関しての事例的な報告書に終わっていると言わざるを得ない。その事例紹介の精密さも施設により異なるが、研究期間の短さと限られた訪問調査の下での報告であることをご了承いただきたい。このような不備はあるが、本研究が職業訓練指導員の今後の在り方を検討する上での貴重な資料になりうると考えている。

なお、欧米の職業訓練の紹介に関しては研究文献も少なくないが、その指導員に関しての報告は皆無と言える状況である。その中で、簡単な文献調査に限定したものではあるが、補章としてアメリカのコミュニティ・カレッジ等の教師の実状についての報告を掲載することが出来た。また、付録としてドイツの職業訓練指導員等についてドイツの専門家の著したものを紹介することが出来た。欧米の指導者・指導員についてこれらの紹介のみでは不十分ではあるが、本報告書の意義を高めることが出来たと考えている。特にわが国の職業訓練指導員養成の在り方を検討する際に、欧米の動向についての本格的な調査が必要であると考えているが、今後の研究に待ちたい。

このような観点から、職業能力開発関係者及びその他の教育・訓練に携わっている方々からの本報告書に対するご意見、ご批判を賜れば幸いである。

(注)

(1) 森和夫他『職業訓練指導員の業務に関する調査』、調査研究報告書No.72、1994年3月、職業能力開発大学校研修研究センター。

(2) 市川昭午編著『大学校の研究』、1993年11月、玉川大学出版部。

(3) 同上書、1頁。